

佐世保市立学校給食検討委員会

第8回 議 事 要 録

- 日 時 平成20年5月8日(木) 午後7時から8時30分
- 場 所 佐世保市役所本庁舎5階 庁議室
- 出席委員 武藤委員 水江委員 七熊委員 三島委員 近藤委員 村田委員 真崎委員
古賀委員 迎委員 光富委員 森宗委員 金子委員 廣山委員
- 欠席委員 東委員 馬場委員 永元委員 田崎委員
- 事務局 古賀教育委員長 徳勝教育委員 浅井教育委員 新谷教育委員
本山教育次長 池田総務課長
森山 吉田 酒井 川添 高尾 吉永 諸隈 坂本
- 傍聴者 5人
- 会次第 1 開 会
2 教育長あいさつ
3 事務局からの確認事項
第7回検討委員会議事要録の確認について
4 議 事
答申書及び報告書について
5 事務局からの連絡事項
次回の会議開催について ～日程、資料請求等～
6 閉 会

◆ 議事

【事務局】 議事録の確認

【事務局】 資料の確認

1. 答申書及び報告書の修正意見について

【会 長】 事前に提出された修正意見について、ご意見をお願いします。

【委 員】 非常に正確でわかりやすく、いいと思う。

【会 長】 事前の修正意見については、10ページの下から6行目。「したがって、完全給食が実施されたことを、食育が達成されたと親が誤って認識することがないように留意する必要がある」に修正。11ページの「敷地の余裕がなく増築ができない」を、「しかし、校舎の一部に調理場があるなどの建築構造上の問題や敷地の余裕がない場合は、増築ができないという問題を抱えている」と修正する。

【会 長】 他に、この表現はというようなところがあれば、ご指摘を願いたい。

変更点は、2の次の「食にかかわる家庭と学校の役割」の前に「学校給食の意義と必要性」を持ってきている。「食をめぐる社会環境の変化と課題」では文章の途中に、図を入れている。

アンケートの結果については、あくまでも結果であり、コメントは入っていない。

学校給食の意義と必要性というタイトルは、「必要性」を追加している。

【事務局】 前回のご意見で、どこかに中学校給食を実施する必要があるということを文章で書いたほうがいいのではないかとということがあり、「学校給食の意義と必要性」のところに「実施する必要がある」という言葉を書き込んでいる。

また、「食に係る家庭と学校の役割」のページで同じような言葉が重複していたので削除している。

【事務局】 実施方式では、表現の変更で内容的には変わっていない。例えば「狭隘で」を「狭く」、「献立のレパートリーが少ない」は、以前は「焼く、蒸すの調理ができない」等、そういった部分の文言を整理している。

【会長】 15ページの給食献立で、「ポイル」は「ゆでる」でいいのではないか。

【事務局】 和語で統一する。

【会長】 「地産地消」について、この表現で報告書の中に十分にくみ入れられているかということをご確認願いたい。

【委員】 「しかし、学校給食を生きた教材として活用するためには」というところは、わかりやすくなっている。その下の「地産地消について、まず生産者と保護者、栄養教諭、学校栄養職員、調理師、学校給食会など、関係者が話し合っ」とあるが、これだけの方々の話し合いで、ほんとうに地産地消が進められるのかという不安がある。以前、納入業者という話の中で、仲卸、組合3社、売買参加者の組合員が10社ということだったが、これだけの組織に対して、関係者の話し合いが、ほんとうに素直に届くのかということが気になっている。

できれば、学校給食会や卸業者の組合は何か、どういう関係があるのか、どのように給食の材料が納入されていくのか、その辺の経過がわかればいいと思う。

【会長】 確認だが、それをこの報告書の中に入れたほうがいいということなのか。

【委員】 話し合いの場をもって推進するというので、この文章は受けとめられる。その話し合いを持ったことが、実施につながるという関係なのかどうか、わからない。

組合の形や学校給食会が何なのかがわからないので、これだけの人たちが話し合えば大丈夫だということであれば、別に何も無いのだが、確認をさせていただければありがたい。

【事務局】 この表現に生産者は入っているが、流通が入っていない。先ほどの仲卸の方などもここに加えておくということか。それとも、学校給食会があって、給食の物資はこういう形で納入しているという流れを全体的に加えるということなのかお尋ねしたい。

【委員】 ここに挙げてある六つの関係者が、極端な話、業者を変えるとか、そういう力があるようには思えない。この関係者で、地産地消を進めましょうと話し合った結果が、例えば10%増やそうという話になったとする。納入業者にしてみれば、そんな面倒な話はないので、そんなことをしたらとんでもない金がかかる、そんなことはできない、やめときなさいと言われれば、ああ、それはそうだとなるような六つの関係者ではないのか。無理だと言うのであれば、業者を変えるよと言えるような立場にあるのか。簡単な話そういうことである。

【事務局】 学校給食会というのが、よくわからないということですね。佐世保市の学校給食会は、給食の副食に関するすべての食材の調達に当たっている。いわゆる納入業者と直接に接触しているのは学校給食会である。米とパンは、長崎県学校給食会にお願いしている。

だから、例えば、今言われた10%を目途に地産地消を進めたいということであれば、納入業者との間で調整をする作業は、学校給食会が行っているということになる。

前にも言っているが、ハウレンソウやアスパラガスについては、JA西海がまず生産をするという前提があって、そこでストックされていたものを納入している。その際に、卸売業者を通してやるという――佐世保市の卸売市場に卸していただかなくてはできないわけだが、そう

いう形をとることになっている。お互いに一定の利益なしでは当然できないので、そういう作業は、その中で調整をしてきているということである。

実は、魚市場から、佐世保の魚を使いませんかという話があったが、実際に魚市場から魚を入れるのではなくて、業者から入れる。そこで値段の折り合いがつくのかどうか、また、小学生なので、大人用にパックされているものを約半分にしなければならないというような作業も、業者と学校給食会の間では出てくるわけである。

そういう調整は学校給食会でやるということなので、ここで話し合うとしているところに納入業者を入れていないというのは、利害関係が出てくるので、できないということである。

また、生産者としているが、代表としてのJAであったり魚市場であったりという、総まとめのところの生産者という形で協議をする場を持たなければならないだろうと思っている。

【委員】 確かに、当事者ばかりで、実際に給食費用を納め、その範囲内でやるという学校給食会と納入業者を考えていくと、なかなか、これだけでほんとうに地産地消を進められるのかなというところが担保されていないのではないか。この当事者だけではなく、ある程度行政が、何らかの意味で地産地消を進める仕組みに入っていくとか、そういう書き込みがあったほうが、実現化し得るのかなと思う。この6者だけであれば、今委員が言われたように実現化するのがなかなか難しいのかなという感じがする。

【委員】 私も、例えば、市の農林水産課などそういう方たちのプッシュもないと、なかなか進まないのかなと思う。また、学校給食会の組織、その構成員そのものがよくわからないので、教えていただきたい。

【事務局】 学校給食会の理事長は教育長で、副理事長が学校教育課の次長と、小学校の校長会の代表者である、理事が、小学校6分団の各校長先生と、PTAの母親。そのほかに行政から、財政課と教育委員会総務課、学校教育課が入って構成している。あくまでも現段階では、副食の調達ということなので、このようなメンバーにしている。

さきほど言ったハウレンソウやアスパラガスの例では、まず農水商工部に話をしているのが現状である。農協と話をするにしても、魚市場と話をするにしても、農水商工部を通すというようなことになるとしている。

ただ、具体的な、どういうものを商品化してどうだこうだということになると、なかなか難しいところがある。例えば、佐世保はたくさんナスがとれているといわれているが、給食に出したほうがいいのか、実際に市場に出したほうがいいのかという選択が、生産者の段階ではあるということである。そこを調整していくというのが行政の仕事だろうとは思っている。

【会長】 地産地消推進のための何らかの体制づくりをしなければいけないということは、この報告書には入りたいというのが、私たち委員の考え方である。

しかし、名前が挙がっている生産者、保護者、栄養教諭とか学校栄養職員さんとか調理士さんとか学校給食会だけでは、やっぱりできないと思うので、表現を変えたい。

【事務局】 行政はどこにも入っていないということだろうと思う。行政と関係者で体制づくりを進めてほしいというふうな書きようはあるかなと思う。

【委員】 6回目の資料で、小学校での地産地消の実績というのが出されているが、ここに表現されている人たちの話し合いの中で取り組まれた結果だと思う。この使用割合を高いと見るのか、まだまだだと見るかは評価が分かれるところだろうが、私は非常に高いと思う。多分、品目は一部だと思うが、かなり高い調達率じゃないかと思う。

学校現場でも、学校給食でも地産地消を推進するし、当然、食育の立場からいうと、家庭の食卓でも地産地消を進めましょうということになる。そうすると、市内の限られた産物を、生

産者から流通の中で、どう学校と一般市民の食卓に振り分けられていくのか。それは、いい意味での価格とかいろいろな中で決められていくことだろうと思う。今の議論を聞いて、行政という表現が入ってくるというのはわかるが、私は今の、これまで小学校給食の中で地産地消を推進してきた母体というのは、それなりに評価ができるのではないかと考えている。

それから、地産地消の定義で「佐世保市内のみでなく県内あるいは九州内、広くは国内産という考え方もある」というところまで、地産地消という考え方を整理するのなら、ここで考える地産地消というのはやっぱり市内とか県内というところですよということをもう1回押さえたほうがいいのではないかと考える。

【委員】 国内まで広げてあるのは、どうしても県内産のものだけでは賄えないところを踏まえて、広い書き方をされたのかなという気がするが。

ちょっと気になったのだが、「例えば食育の面から言えば、生産者の顔が見え、交流ができるというような、比較的狭い範囲であろうかと考えられるが」とある。前回の資料では、「安全性の面から、顔が見え、話ができる生産者層により生産された新鮮で安全な食材を確保することができる」という文であった。地産地消の意味は、生産者の顔が見えるということは、安心して、新鮮なものが食べられる、そういう意味が大きく含まれたのではなかったのかなと聞いている。

【事務局】 次のページに、学校給食における地産地消の効果として次のことが挙げられるということにまとめているので、そっちに持っていったという形である。

【委員】 確かに後のほうにも書いてあるとは思ったが、食育の意義として、ここにとらえるように書いてあるので、どうかなと思う。

【委員】 食育の面からと、安全性の面からと、三つに分けてあるが、食育の中には、安全なものを食べるということも必ずあると思う。なので、ここで安全を食育から外して別立てするという意味は、あまりないのではないかと考える。

【委員】 前のほうにもっと、安心して安全でというようなものを含めた説明がなされほうが、読むほうはわかりやすいような感じがする。

それから、表現方法で、佐世保市が実施する中学校給食ではというところの「果たして」は変えた方がいいのではないかと考える。

【会長】 ここは「しかし」に変えたい。

【委員】 まず、16ページだが、農業や漁業などの振興の云々というところを先に入れて、後に「農業や漁業などの振興という側面から見れば、佐世保市内のみでなく、県内あるいは九州内、広くは国内産という考え方もある」その後、生産者の顔が見え、声を聞けるということだとか、安全への心配のことで、ちょっと定義を絞っていくほうがよいのではないかと考える。基本的にはこういうものだというように書いてあれば解決するのではないかと考える。

17ページだが、6者の話し合いができていて、「まず推進のための体制づくりを行うとともに、行政も積極的に関与するなど」というふうに入れれば、先ほどの話とつながってくるのではないかと考える。

【委員】 学校給食会の組織がわからないということなので、説明が必要ではないか。

それと、地産地消が、2ページにまたがっているもので、わかりにくのではないかと考える。地産地消を、1ページに収めたら、内容的なことが一遍に伝わるのかなと考える。

【事務局】 学校給食会については、目的や役員構成を抜粋して、添付する。

【委員】 地産地消で「国内産という考え方もある」ということがあるのか。

【会長】 食材の調達に難しいから、輸入ではなくて、せめて国内産で、日本の国でできたも

のでということを入れたかったので、これだけ広げたのではないのか。

【委員】 それを地産地消というところでまとめる必要はないのではないかと思う。その後に出てくる「地産地消のみでは給食物資がすべて賄えるとは言えない」というのは、これは我々の食卓でも同じことで、地産地消をいくら推奨しても、すべて地産地消の食材で、学校給食にしろ、我々の食卓にしろ賄えるわけではない。そういう意味で、初めて国内産というところまで地産地消の定義の中に出てきたので、ちょっと違うなという気がする。できるだけ安全なところで広げていくと国内産までが限度かなということだろうと思うが。

【事務局】 ただ、例えば、先ほど委員から話があったように、こうこうだけれども県内産だよというようなまとめ方をされるならば、書き込みたいと思う。

なぜ国内産と書いているのかというのは、この前の論議で出てきているので、そのまま書いているということである。

【委員】 ここにも書いてあるように、農業や漁業などの振興という面から言えば、そういうことだろうと思う。そのことと地産地消ということダブらせていくと、より顔が見えて、より安全で、会話ができるということになると、おのずと地域は限定されてくるのではないか。農業や漁業の振興という面でこういうふうな考え方があるだろう。そして、その中で地産地消を進めていくという、この二つの項目が入っているような気がするので、あまりこだわらなくてもいいのではないか。ここは前後を変えれば、うまくはまっていくという気がする。

【会長】 ここの入れかえをお願いしたい。

【会長】 終わりは「よりよい学校給食が実現されるように論議を深めていきたい」とまとめである。小学校を含めてということである。

18ページ以降に、視察と、検討委員会の開催状況、名簿、検討委員会の条例。この前に、学校給食会の説明を入れる。ということで、一応、報告書の内容は検討したということでもよろしいか。報告書の内容をまとめて、今度は答申案ということだが、ここはあまり動くところはないと思うがいかがか。総合的に見てご意見等をお願いする。

【委員】 ちょっと後戻りするが、学校の給食費の未納問題について。「学校現場の過重な負担にならないようなシステムを整備すべきである」というところで、どういうシステムがあるかお尋ねしたい。

【事務局】 最近、自治体としてとっているシステムというのは、まず学校が、当然だれが未納しているということがわかるので、学校としての督促をする。それが、書状ではなくて電話等で行われるということになっている。あるいは、学校によってはPTAに話をし、PTAから督促をしていただくようになっていくところもあるようだ。そういうところは、100%入っているところが多い。なかなか納入していただけない場合、実は、だれかが債権者にならないといけない。この債権者をだれにするのかというのは非常に大きな問題であるが、学校長がなったり、市長がなったり、教育長がなったりという現状があるようだ。そして、督促状を出す。何度か督促、催告を繰り返して、簡易裁判所に調停で持ち込むというやり方をして

いる。
過重な負担にならないというのは、学校から電話をするのは何回までと決めて、それが次からは書状を出す。出しても、収められなかった場合には、法的措置をとりますという方法をとる。それが、過重な負担にならないようなシステムであると、お考えいただけていいのかなと思っています。

ただ、そうなると、おおよそ500万円ぐらいの未納があり、何十人かにそういう手続をするというシステムが、今度は行政の内部に生じてくるので、それをどういう体制にするのかという

のが、きつい部分なのかなという気がしている。

【委員】 やはり学校長が督促の責任者になるというのが、どうしても自分の中で納得できない。学校は関係ないということで、していただけないかと思うが。

【事務局】 学校が関係ないという点から言えば、法律では、「保護者の負担」としか書いていないので、だれがするのということになる。先ほど言ったように債権者をだれにするのかという点で、学校長を債権者にする、教育長を債権者にする、市長を債権者にするという方法があって、その三つの方法のうち、ここをやりなさいということは全然言われていない。だれがなくても構わないが、例えば、長崎市の場合は、学校長が債権者である。しかし、債権取り立てについては全部長崎市がやるという形で負担軽減を図るという方法である。多分そういう方法を取らざるを得ないだろうと思っている。

【委員】 少し安心した。未納の問題は、各学校によって状況が違うと思う。未納がない学校もあれば、未納が多い学校もある。やはり保護者がきちんと考える力をつくる必要があるかと思っている。どうやったらいい方向に考える機会が持てるのかと考えている。

【事務局】 給食費は皆さんの負担で成り立っているということをお知らせする以外にない。

学校給食も法律があり、副食――いわゆる食べ物については保護者の負担ですよと書いてあるわけなので、当然保護者の負担でなければならないということである。給食は皆さんの給食費で成り立っているということをお知らせする必要があるということをお知らせしているので、年度初めとか年度の中とか、あるいは年度末とか、そういったことを考えてやる必要があるかと思っている。

今、まさに委員が言われたように、学校によって千差万別である。100%入るところもあれば、払わない人はこの人とこの人だと決まっている学校もあれば、ある日突然払わなくなってしまうようなところもあって。実際に電話をかけたら、あの人が払わないのに何で私が払わなければいけないのかというような話も出てきたこともある。非常に辛い世界である。

【委員】 検討の余地を残しておくとして再度検討する必要があるということになる。16、17ページは先ほど言ったように整理をし、基本的にはこれで了解するという話で、答申と報告については、今日で終了ということでのよいのではないか。

【会長】 そういうことでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、入れかえをお願いします。言い回しのおかしいところを、修正していただきたいということで、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、皆さんご意見が出尽くしたと思うので、事務局のほうから、今後の手順等について説明をお願いします。

【事務局】 答申書、報告書の案を修正し、委員の皆様には郵送で確認をお願いしたい。確認いただいた後、5月末までに、会長と副会長にご出席いただき、答申していただくように考えている。日程については、皆様にもお知らせする。そのような進め方でよいか。

【事務局】 文言等も含め、修正したところにアンダーラインをして、その上でお送りする。新しく作成した資料もつけてお渡す。

【会長】 他にご意見等あれば、お願いしたい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、以上で佐世保市における中学校給食の実現についての議事をすべて終了させていただきます。

【事務局】 長期間にわたり、さまざまなお意見をいただき、ほんとうにどうもありがとうございました。

◆事務局から今後のスケジュールについて連絡

引き続き、6月以降は、諮問の2点目、佐世保市における学校給食のあり方についての検討をお願いします。

〔スケジュール案について説明〕

スケジュールは案であり、検討の中で、変更ということも考えていきたい。よければ、このようなスケジュールで進めさせていただきたい。

検討の資料については、第1回目の資料で、摂取栄養量、地産地消等々がある。その内容で再度検討していただくことになると考えている。また、コストについては、中学校と同様傾向としてのもをお示しする必要があると考えている。次回までに準備したい。そのほか、小学校給食を含めた検討に必要な資料があれば、後日でも結構なので、お知らせいただきたい。

◆次回の検討委員会の日程調整

第9回目6月5日木曜日開催

【事務局】 皆様、大変長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。

◆閉 会

— 了 —